

安保理決議 1624 (2005)
(仮訳)

安保理は、

(前文)

1999年10月15日の決議1267(1999)、2001年9月28日の決議1373(2001)、2004年3月26日の決議1535(2004)、2004年4月28日の決議1540(2004)、2004年10月8日の決議1566(2004)、2005年7月29日の決議1617(2005)、2003年1月20日の決議1456(2003)、付属の宣言及びテロ行為に起因する国際の平和と安全に対する脅威に関するその他の決議を再確認し、

国連憲章に従って、あらゆる手段をもって、すべての形態及び理由のテロ行為と戦う緊急の必要性を再確認し、加盟国はテロとの戦いのためのあらゆる措置が、国際法、とりわけ国際人権法、難民法及び人道法の下での義務に則ったものとなることを確保しなければならないことを強調し、

動機、時期、実行者を問わず全てのテロ行為を、平和と安全に対する最も深刻な脅威のひとつとして極めて強く非難し、国連憲章下での国際の平和と安全の維持のための安保理の主要な責務を再確認し、

テロ行為の扇動を極めて強く非難し、さらなるテロ行為を引き起こす可能性のあるテロ行為の正当化又は美化行為を否定し、

過激思想及び不寛容を動機とするテロ行為の扇動は、人権の享受に対する深刻かつ高まる危険を招き、全加盟国の社会的経済的發展を脅かし、世界の安定と繁栄を妨げ、国連及び全加盟国が早急かつ前向きに取り組むべきものであることを深く憂慮し、生命の権利を擁護するために、国際法に則り、国内及び国際レベルで全ての必要且つ適切な措置をとる必要性を強調し、

1948年に総会で採択された世界人権宣言19条に示される表現の自由の権利を想起し、1966年に総会で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約19条における表現の自由の権利を想起し、また、その制限は法律によってのみ行われ、かつ、同国際規約19条3項に規定された理由によって必要とされるものでなければならないことを想起し、

世界人権宣言14条のもとの庇護を追求し享受する権利及び1951年7月28日に採択された難民の地位に関する条約及び1967年1月31日に採択された同議定書(以下、難民条約及び同議定書)に規定されている加盟国のノン・ルフールマンの義務を想起し、また、難民条約及び同議定書によって付与された保護は、国連の目的

及び原則に反する行為を犯したとみなしうる重大な根拠がある者については適用されてはならないことを想起し、

テロの行為、手段及び実行は国連の目的及び原則に反するものであり、テロ行為に対する故意の資金供与、計画及び扇動もまた国連の目的及び原則に反するものであることを想起し、

世界各地において不寛容や過激主義を動機とするテロによる犠牲者、特に多様な国籍及び信条の文民の犠牲者の数が増加していることを深刻に憂慮し、テロの犠牲者及びその家族との強い連帯を再確認し、テロの犠牲者を支援し、また、彼ら及びその家族が喪失感及び悲嘆に立ち向かえるよう支援を提供することの重要性を再確認し、

テロと戦うための全世界的努力における国連の不可欠な役割を想起し、国内・地域・国際レベルにおける包括的で調整され一貫したテロ対策を促進するための戦略を採択し履行するために、総会によって遅延なく審議及び発展されるべく事務総長がテロ対策戦略の要素を特定したことを歓迎し、

関連の地域的条約の締約国であるなしを問わず、早急に国際的なテロ関連条約及び議定書の締約国となり、また、2005年4月13日に総会で採択された核テロ防止条約への署名を優先的に検討するようとの加盟国に対する要請を強調し、

異なる宗教及び文化を無差別に対象とした攻撃の防止に向けた文明間の対話の拡大及び理解の増進のための国際的努力の継続、並びに、未解決の地域紛争及び開発問題を含む広範な地球規模問題への取組みは、国際的なテロとの戦いの強化に貢献することを再度強調し、

対話の拡大及び理解の増進のためのこれらの努力、寛容及び共生の促進、及びテロの扇動を引き起こさない環境の醸成におけるメディア、市民・宗教社会、ビジネス界及び教育機関の役割の重要性を強調し、

ますますグローバル化する世界においてテロリストが犯罪行為を行うにあたり、高性能技術、通信手段、資源を活用することを防止するために、加盟国が協力して行動することの重要性を認識し、

全加盟国は、テロ行為に資金協力をを行い、または計画し、または準備し、または依頼し、または安住の地を与えることを支援し、または助長し、または参加し、または参加を試みた全ての者を、引渡しまたは処罰の原則に基づき、発見し、安住の地を否定し、起訴するために、国際法の下での義務に則って、テロとの戦いにおいて完全に協力しなければならないことを想起し、

(主文)

1. 全加盟国に対し、国際法の下での義務に則り、必要かつ適切な以下の措置をとることを求める。
 - (a) テロ行為の実行の扇動を法律で禁止すること。
 - (b) かかる行為を防止すること。
 - (c) かかる行為を犯したとされる重大な根拠となる信頼性のある関連情報が存在する全ての者に対して安住の地を与えないこと。

2. 全加盟国に対し、本決議パラ 1 (a) の行為を犯した者の入国を防止することを目的として、偽造旅券対策並びに可能な範囲でのテロリスト・スクリーニング及び乗客保安手続を含む国境保安の強化のために協力することを求める。

3. 全加盟国に対し、異なる宗教及び文化を無差別に対象とした攻撃の防止に向けた文明間の対話の拡大及び理解の増進のための国際的努力を継続し、国際法の下での義務にしたがって、過激思想及び不寛容を動機とするテロ行為の扇動に対処し、テロリスト及びその支持者による教育・文化・宗教施設の転覆を防止するために必要かつ適切な全ての措置をとることを求める。

4. 全加盟国に対し、本決議パラ 1、2 及び 3 を履行するためにとる措置は国際法、とりわけ国際人権法、難民法及び人道法の下での全ての義務に従ったものであることを確保しなければならないことを強調する。

5. 全加盟国に対し、現行の対話の一部として、本決議の履行のためにとった措置についてテロ対策委員会に対し報告することを求める。

5. テロ対策委員会に対し、以下を指示する。
 - (a) 本決議の履行のための加盟国の努力を加盟国との対話に含めること。
 - (b) ベスト・リーガル・プラクティスの普及及び本件に関する情報交換の促進等を通じて、加盟国のキャパシティ・ビルディングを支援すること。
 - (c) 本決議の履行に関し、12ヶ月以内に安保理に対し報告を行うこと。

6. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。